

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に係るパブリックコメントにお寄せ頂いた主なご意見の概要と国土交通省の考え方について

【特定行政庁からお寄せいただいた主なご意見の概要と国土交通省の考え方】

ご意見の概要	国土交通省の考え方
○ 静岡県県民部建築住宅局建築安全推進室	
<p>本改正により、各特定行政庁の指定道路台帳の整備状況に大きな差が生じてくる。本県においても、指定道路台帳の整備について財政当局の理解が得られにくくなり、不完全な状態で作成された指定道路台帳を問い合わせ者に提供することとなる。国においては、国民に公平に指定道路台帳の閲覧に係る利益を提供する必要がある、そのためにも、規則の再改正を含めた検討を行い対応すべきと考える。</p>	<p>各特定行政庁の実情、指定道路に関する情報管理の適正化の着実な推進の必要性等を総合的に考慮し、本改正案を提示したところです。このたびの改正により、平成22年4月1日の施行までに指定道路に係る図面（以下「指定道路図」という。）のほか、調書（以下「指定道路調書」という。）作成が困難となった一部の特定行政庁においても、資源投下の平準化を図りつつ、段階的かつ迅速な整備が可能となると考えております。</p>
<p>先行的に、多くの特定行政庁でその必要性を強く認識している指定道路図を作成するものとし、各特定行政庁における整備・活用状況の調査・分析をした上で、指定道路調書の作成を検討すべきと考える。その際には、各特定行政庁の理解を得た上で規則の再改正を行うことが必要と考える。</p>	<p>指定道路に関する情報は確認申請者等の権利義務等に深く関係し、また、民間確認検査機関等にとっても確認審査等を適切に行う観点から、指定道路図及び指定道路調書により、指定道路に関する情報管理の適切化を図る必要性があると考えております。</p>
<p>施行期日を延長するといった改正は検討されなかったのか。本改正案は、指定道路台帳整備について大きく後退するものであり、改正理由及び国土交通省の見解を考慮すると、施行期日を延長するといった改正が妥当であると思う。</p>	<p>指定道路に関する情報管理の適正化に関する諸施策を着実に推進するため、施行期日の延長は行いません。また、このたびの改正により指定道路に関する情報管理の適正化の必要性が変化するものではありません。</p>
○ 東京都都市整備局多摩建築指導事務所	
<p>指定道路図、指定道路調書作成・保存の義務化の時期を明示されたい。</p>	<p>現時点で今後の見通しをお示しすることは困難ですが、各特定行政庁における状況等を勘案しながら、指定道路に関する情報管理の適正化を推進してまいりたいと考えております。</p>
<p>作成・保存した場合に、閲覧に供するか否かは特定行政庁の判断に委ねられたい。</p>	<p>指定道路に関する情報は確認申請者等の権利義務等に深く関係し、また、民間確認検査機</p>

	関等にとっても確認審査等を適切に行う観点から、指定道路に関する情報を公平に提供することが建築行政の円滑な運営に資すると考えられます。
○ 富士宮市建築指導課ご担当者	
全国市長会からの要望についての見解如何。また、指定については、指定した特定行政庁自らが適確に管理すべきものとする。	全国市長会からの要望をはじめ、特定行政庁における状況を考慮した結果、一部の特定行政庁において、「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令」(平成19年国土交通省令第66号。以下「改正省令」という。)の平成22年4月1日の施行までに改正省令に基づく指定道路に関する情報の適正管理を実施することが困難であることが明らかとなったため、それを踏まえて、本改正案を提示したところです。また、ご意見のとおり、引き続き指定した特定行政庁自らが適確に指定道路を管理すべきものと考えております。
改正案は、指定道路図等そのものの作成義務を廃止したのであって、平成22年4月1日までの義務付けについて義務化をはずしたとは考えにくいと思われませんが如何か。	このたびの改正により、特定行政庁は、平成22年4月1日の施行までに指定道路図及び指定道路調書作成が困難となった一部の特定行政庁においても、資源投下の平準化を図りつつ、平成22年4月1日以降も引き続き行うことが可能になったと考えられます。
今後の義務化に対する考え方を明確にお示し願う。	現時点で今後の見通しをお示しすることは困難ですが、各特定行政庁における状況等を勘案しながら、指定道路に関する情報管理の適正化を推進してまいりたいと考えております。
○ 岩手県県土整備部建築住宅課ご担当者	
指定道路図及び指定道路調書の保存、閲覧の義務付けが将来行われるのであれば、その旨を施行規則または技術的助言の中で明確にしたい。	現時点で今後の見通しをお示しすることは困難ですが、各特定行政庁における状況等を勘案しながら、指定道路に関する情報管理の適正化を推進してまいりたいと考えております。

【その他の方々からお寄せいただいた主なご意見の概要と国土交通省の考え方】

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>何故改正する必要が生じたのか。経緯について説明願う。</p>	<p>各特定行政庁の実情、指定道路に関する情報管理の適正化の着実な推進等を総合的に考慮し、本改正案を提示したところです。このたびの改正により、平成22年4月1日の施行までに指定道路に係る図面（以下「指定道路図」という。）のほか、調書（以下「指定道路調書」という。）作成が困難となった一部の特定行政庁においても、資源投下の平準化を図りつつ、段階的かつ迅速な整備が可能となると考えております。</p>
<p>特定行政庁は、指定道路図及び指定道路調書を作成・保存しないことができると解してよいのか。</p>	<p>このたびの改正では指定道路図及び指定道路調書の作成・保存について、法令上の義務付けを行わないこととしましたが、指定道路に関する情報は、指定した特定行政庁自らが適確に管理すべきものであり、また、道路は建築基準法集団規定の根幹となる重要なものであり、指定道路図及び指定道路調書の作成・保存による指定道路の情報管理の適正化の必要性は変化するものではないと考えております。</p>
<p>建築基準法に係る事務は、自治事務であることに鑑み、指定道路の公表方法については、技術的助言により特定行政庁に通知し、詳細な運用は特定行政庁に委ねるべきではないか。よって指定道路図及び指定道路調書に係る施行規則は廃止すべきと考える。</p>	<p>指定道路に関する情報は確認申請者等の権利義務等に深く関係し、また、民間確認検査機関等にとっても確認審査等を適切に行う観点から、指定道路に関する情報を提供することが建築行政の円滑な運営に資すると考えられます。</p>
<p>特定行政庁の予算対応や人員対応に混乱が生じていないか。</p>	<p>多くの特定行政庁において真摯に取り組んでいただいております。このたびの改正により平成22年4月1日の施行までに指定道路図及び指定道路調書作成が困難となった一部の特定行政庁においても、資源投下の平準化を図りつつ指定道路に関する情報管理の適正化が行われるものと考えられます。</p>

<p>改正省令の中で、指定道路関係部分については、とても歓迎できる内容であった。今回の改正によって、各特定行政庁によりばらばらの対応となり、国民にとって不利益となるのではないか。指定道路図及び指定道路調書を必ず整備するよう法律を整備したほうがよい。</p>	<p>各特定行政庁の実情、指定道路に関する情報管理の適正化の着実な推進の必要性等を総合的に考慮し、本改正案を提示したところです。このたびの改正により、平成22年4月1日の施行までに指定道路図及び指定道路調書作成が困難となった一部の特定行政庁においても、資源投下の平準化を図りつつ、段階的かつ迅速な整備が可能となると考えております。</p>
<p>過去に遡って指定道路図及び指定道路調書を整備すること、規則等で整備を義務付けることはやめていただきたい。</p>	<p>一部の特定行政庁において、平成22年4月1日の改正省令施行までに改正省令に基づく指定道路に関する情報の適正管理を実施することが困難であることが明らかとなったため、このたびの改正に至りましたが、指定道路に関する情報管理の適正化の必要性が変化するものではないことから、今後とも、その適正化を推進してまいります。</p>
<p>昭和25年よりしてこなかったことをようやくする方向でいたのにとっても残念である。</p>	<p>一部の特定行政庁において、平成22年4月1日の改正省令施行までに改正省令に基づく指定道路に関する情報の適正管理を実施することが困難であることが明らかとなったため、このたびの改正に至りましたが、指定道路に関する情報管理の適正化の必要性が変化するものではないことから、今後とも、その適正化を推進してまいります。</p>
<p>本改正案は、本来しなければならない行政としての役目を放棄することにつながる。2年では無理でも、5年間かけて指定道路図及び指定道路調書の作成を義務付けるべきである。</p>	<p>このたびの改正により指定道路に関する情報管理の適正化の必要性は変化しないものと考えており、今後とも、その適正化を推進してまいります。</p>
<p>2項道路指定がなされた当時の幅員など分かるはずもなく、指定道路図・指定道路調書の作成・保存は新たな紛争の種をまいているようなものである。</p>	<p>指定道路に関する情報は確認申請者等の権利義務等に深く関係し、また、民間確認検査機関等にとっても確認審査等を適切に行う観点から、指定道路に関する情報を提供することが建築行政の円滑な運営に資すると考えられます。</p>

<p>何のための改正なのかその真意が解りづらく、無用の混乱を招く。</p>	<p>各特定行政庁の実情、指定道路に関する情報管理の適正化の着実な推進の必要性等を総合的に考慮し、本改正案を提示したところで。このたびの改正により、平成22年4月1日の施行までに指定道路図及び指定道路調書作成が困難となった一部の特定行政庁においても、資源投下の平準化を図りつつ、段階的かつ迅速な整備が可能となると考えております。</p>
<p>既に指定道路図・指定道路調書整備に向けて動き出している特定行政庁とのバランスがとれなくなる。</p>	<p>このたびの改正により、平成22年4月1日の施行までに指定道路図及び指定道路調書作成が困難となった一部の特定行政庁においても、資源投下の平準化を図りつつ、段階的かつ迅速な整備が可能となると考えております。</p>
<p>指定道路図・指定道路台帳の必要性を強調し、住民へのサービスの視点から、整備を促すことが肝要と考える。</p>	<p>このたびの改正により、指定道路に関する情報管理の適正化の必要性は変化しないと考えており、今後とも引き続きその適正化を推進してまいります。</p>

※ 掲載は、到達順となっております。

※ その他、本施行規則改正の内容に直接関係ないものについて、掲載はしていませんが、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきたいと考えております。